

第3回審議会総括_(1)審議会の総括

➤ 審議結果：「利用料金の設定方針は相当」である。

【設定方針】

- ① 利用料金は、「一般利用」と「その他利用」に分けて設定する
- ② 「一般利用」の利用料金は、市内公共施設における利用料金を勘案し、条例で適切な上限を定め、その範囲内において公共施設等運営権者が設定する
- ③ 「その他利用」の利用料金は、近隣の類似施設等における利用料金、本施設の利用者ニーズを勘案し、公共施設等運営権者が設定する

- ✓ 「一般利用」は、市内公共施設を参考に「物品販売・営利・営業・宣伝・料金を徴収しない利用」と定義、一般利用以外の利用を「その他利用」とし、「営利を目的とする興行等での利用」と定義する
- ✓ 公共施設等運営権者が利用料金を設定する際は、予め市に対して協議を行った上、届出を行うものとする
- ✓ 施設利用に伴う光熱水費は、市内公共施設等と同様に、メインアリーナについては実費精算とし、メインアリーナを除く会議室等の諸室については利用料金に含むことを基本とする
- ✓ 上記の内容を踏まえ、条例上の規定方法は今後検討する



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

審議事項

設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件

- 利用料金を過度に低く設定すると、アンフォーレなど周辺施設の利用率が低下する恐れがある。本施設の役割を明確にし、適正な料金設定を行うことで、周辺施設とのすみ分けを図ることが重要である
- 「その他利用」には、Bリーグ等の興行性が高い利用から、市民が主催するカルチャースクールのような一般利用に近いものまで、様々な利用が含まれる。それらを一律の価格とするのではなく、それぞれの利用に適した価格設定の検討が重要である
- 施設全体を有効活用できるよう、貸出方法を工夫し、利用者の利便性向上や稼働率の最大化を図ることが望ましい。また、利用者数や稼働率については、事業計画においてKPIを設定し、目標を明確にすることが重要である
- 利用者ニーズの変化に伴い、開業後の利用料金や貸出方法を柔軟に見直す必要がある。そのため、市と計画主体が協議のうえ、適正な料金設定や貸出方法を随時調整できる仕組みを構築することが重要である



第3回審議会総括_(2)委員からの指摘事項

報告・確認事項 第2回審議会の振返りと論点確認

- 第2回審議会の総括及び、委員からの指摘事項等に異論ない

報告・確認事項 計画主体との協議状況

- 諸室等の貸出については単なる床貸しとするのではなく、借り手が壁面等も一体的に活用しやすいように、貸出方法を検討することが望ましい

報告・確認事項 次年度以降の検討に向けて

- 本施設は災害時に防災拠点としての役割を果たすことが想定されるため、市と計画主体との間で防災協定を締結することも、防災機能の強化に有用であると考えられる

報告・確認事項 アリーナプロジェクトの意識醸成活動

- スポーツ拠点整備において、メタバースを活用していることは全国的にも極めて先進的な事例である。意識醸成活動にとどまらず、アリーナ周辺の賑わい創出の検討や交通シミュレーションなど、多方面での活用が期待される非常に有意義な取組である
- バスケットボールやシーホース三河に関心のある方々だけでなく、より幅広い層を巻き込んでいくことが、意識醸成を図るうえで重要と考えられる



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**